

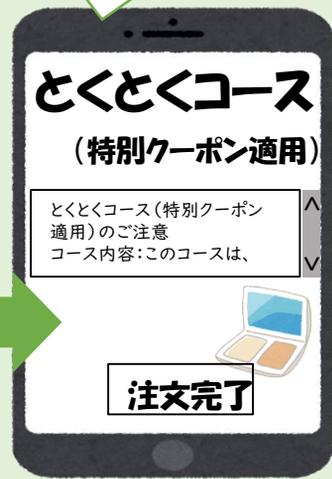
今も多い定期購入のトラブル～割引クーポンを利用したら～

「休止・解約はいつでも可能」という定期購入の化粧品の広告を見て、販売サイトにアクセス

特別クーポン適用で「初回1980円」になると書かれていたので「今すぐ注文」をタップ

最初から「クーポンを使用する」にチェックが入っていたのでそのまま最終確認

コースの注意事項はスクロールしないと見れなかったが全部読まずに「注文完了」をタップ!



1回目を受け取り、代金を払った後で2回目以降を解約しようと業者に連絡すると...



特別クーポンを利用しているので、**4回購入が条件となり、合計4万円払ってもらいます。**
そのことはクーポン利用画面に記載しています!



アドバイス

- ・通信販売の契約内容などは、原則利用規約に従うことになる。
- ・重要なことが消費者に分かりやすく書かれていなければ、それを根拠とし解約等の交渉ができる可能性がある
- ・購入した際の広告や、契約の画面は残しておく

その画面は保存していないので本当に記載されていたかどうか確認できない。2回目以降はやめたい。

相談員からの一言

消費者が注意していても定期購入の契約とはわかりにくいものもあり、巧妙になっています。令和4年6月1日以降、誤認させる表示により申し込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。

トラブルに遭わないためのチェックポイント

1回限りの購入?
継続的な購入?

解約方法・条件
返品方法・条件
は?

支払時期や
引き渡し時期は?

定期購入のとき

回数は?解約しな
いとずっと続く?

総額や一定期間
での支払額は?

広告や注文時の
画面やメールを
保存しましたか?

こまった時は消費者ホットライン188に相談を

消費者の目

奈良県消費生活センターでは「消費者の目」として毎月第1火曜日の奈良新聞(朝刊)に消費者に気を付けてほしい消費者トラブルや役に立つ情報を掲載しています。
ならこじかつうしんでもその内容をお伝えしていきます。

～奈良新聞掲載(2022年5月3日)より～

5月は消費者月間です

毎年5月は「消費者月間」と位置付けられ、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業・取り組みが全国で集中的に行われます。

消費者庁では、安心・安全で豊かな消費生活を実現するために、各主体がそれぞれの役割について考え行動するきっかけとなるように、消費者月間の全国統一テーマを定めています。

令和4年度の全国統一テーマ

「考えよう！大人になるとできること、気を付けること ～18歳から大人に～」

令和4年4月1日から成年年齢は18歳

- ◆民法が改正され、日本の成年年齢は20歳から18歳に変わりました。多くの人は、高校3年生で迎える誕生日から法律上の成人となります。
- ◆成人すると、例えば住宅賃貸やクレジットカード等の契約を一人でできますが、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなります。
- ◆できるが増える分、責任も伴います。契約は慎重に行い、「**だまされない消費者**」になることが重要です。

社会や環境等のまわりの
ことも考えて行動できる
大人になろう！

消費生活に関する困りごとの相談は、 消費生活センターへ！

- ◆消費生活センターでは、消費生活に関する相談に対して助言やあっせんを行い、消費者被害の防止と解決の支援を行っています。

消費者教育・啓発についても、 消費生活センターへ！

- ◆奈良県消費生活センターでは、消費者トラブルを解決するための情報や消費者被害にあわないための知識を提供しています。
- ◆令和3年度には「成年年齢引下げ」について、中学生・高校生・大学生等を対象に合計77回の授業・講座を実施し、2418人が受講しました。

できるが増えるけど
責任もある！
しっかり考えて行動しよう。

- ◆さらに、自分の消費が社会や世界とつながっていて、未来や他者のための行動がより良い社会をつくることとなります。
- ◆「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動から、人や社会、地域などにも配慮した「**自分で考える消費者**」になることが必要です。
- ◆このようなことについて、周囲の大人も含め、改めて考え、自分事として捉え、実践につなげるきっかけとなるよう、この統一テーマが掲げられました。

講師の派遣や情報の提供は無料
となっておりますので、お気軽に
お問合せください。
詳細は、奈良県消費生活センター
のホームページでもご案内してい
ます。

くらしの安全・安心サポーターご紹介

愛称：くらしのAn2（あんあん）サポーター

消費者被害防止の取組を推進するための有効策として、地域にきめ細かく消費者情報を提供することが重要であるとの観点から、平成19年度から当センター等消費者相談窓口と地域を結ぶパイプ役となりボランティア活動を行う「くらしの安全・安心サポーター」を募集する事業を実施しています。現在118名が登録されており、そのうち約30名の有志が「グループあんあん」、「ざ・ひめみこ」というグループを結成し、啓発劇などの出前講座を行っています。自治会、婦人会、老人会などの地域の集まり、イベントなどにお気軽にご活用ください。講座のお申込み・お問合せは、奈良県消費生活センターまで。

講座の内容例：「最近の相談事例」の紹介・「悪質商法」の手口を寸劇で紹介
クイズ「クーリング・オフ」・「お断りうちわ」の作成など

ざ・ひめみこは令和4年度消費者支援功労者表彰
”ベスト消費者サポーター章“を受章しました。

グループあんあんは令和元年度消費者支援功労者表彰
”ベスト消費者サポーター章“を受章しています。



サポーターはボランティアとして具体的にどんな活動するの？

センターが必要に応じて発信する消費者情報を、身近な人や地域、所属する団体やグループ等に伝えます。

意欲のある人は、消費者啓発の担い手として、講座の講師を務めたり寸劇活動などにも参加できます。

消費者トラブルを発見したとき、身近な相談窓口を紹介します。

啓発資料の提供、資料の作成・印刷、ビデオ等の貸出等センターが活動を支援します。

あなたも「くらしの安全・安心サポーター」になりませんか？

サポーターとして活躍していただくために、毎年秋に、サポーター養成講座を開催しています。本講座では、消費者問題に関する基礎知識や効果的な消費者啓発の手法を学ぶことができます。講座受講後、希望者は「くらしの安全・安心サポーター」に登録できます。講座開催のお知らせは、奈良県消費生活センターのHPとなら [こじかつうしん](#)でお知らせします。

消費者クイズ

1. 次のうち契約はどれですか？

- A・友達と映画を見に行く約束をした
- B・自動販売機でジュースを買った
- C・電車に乗った

2. 店でケーキを買う時に契約が成立するのはいつですか？

- A・お店で、「ケーキをください」と店員に申し込んだとき
- B・店員が「かしこまりました」と承諾したとき
- C・ケーキの代金を払ったとき
- D・ケーキを受け取ったとき

3. 次の契約のうち、未成年者取消しができるのはどれですか？

- A・15歳の中学生がお小遣いでコンビニで100円のお菓子を買った
- B・17歳の高校生が親に内緒で10万円のダイエットサプリを買った
- C・18歳の高校生が親に内緒で20万円のバイクを買った



新しい愛称が決まりました

覚えてね

なら こじかつうしん

こんんな じれいも かいけつ



4月号で皆様から愛称を募集したところ44通のご応募があり、審査の結果、決定しました。ご応募いただいた皆様ありがとうございます。

今月号から情報誌の名称として使用します。どうぞよろしくお願ひします。

なお、採用された愛称をご応募いただいた方には粗品をお送りさせていただきました。

消費生活フェスタ2022

考えよう！大人になるとできること、気をつけること～18歳から大人に～

共催：奈良県消費生活センター、奈良市消費生活センター、奈良警察署、京都府山城広域振興局、京都府木津警察署、相楽郡広域事務組合（相楽消費生活センター）

協賛：奈良県金融広報委員会

消費者月間事業として、5月14日（土）にイオンモール高の原で開催しました。

当日、奈良県消費生活センターは「貯金箱をつくろう！」のブースを出展し、イオンモールに訪れた多くの方々にご参加いただきました。小さいお子様には少し難しいとこ

ろもありましたが、保護者の方に手伝ってもらい、ファミリーカー型の貯金箱を組み立てていました。ご参加いただいた皆様ありがとうございます。



消費者クイズの答えと解説

1. A × B ○ C ○

Aは単なる約束で法的責任は伴わず、契約ではありません。Bは売買契約、Cは運送契約です。

2. B

契約は、申し込みと承諾という意味が合致（合意）したときに成立します。契約が成立した後に、代金を払い、品物を受け取ります。

3. A × B ○ C ×

未成年者は保護者の同意を得ていない契約を取り消すことができる（未成年者取消し）ので、Bは取り消すことができます。しかし、未成年者であっても、お小遣いの範囲内の契約は未成年者取消しの対象外なので、Aは取り消すことはできません。2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたので、Cは未成年者取消しができません。

発行：奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号シルキア奈良2階
Tel 0742-32-0621 / Fax 0742-32-2686

ホームページ：<https://www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsucenter/>



ホームページ

なら こじかつうしん5月号（2022年5月25日発行）



奈良県消費生活センターマスコット
しっかりくん